

| 令和4年4月1日より、規約の一部が変わります

1. 任意継続被保険者の保険料算定基礎の見直し

現在、任意継続被保険者の保険料額は、対象者の「退職時の標準報酬月額」か「当健保組合の標準報酬月額の平均値」のいずれか低い方の標準報酬月額に基づいて決定されておりますが、令和4年4月1日以降の加入者より対象者の「退職時の標準報酬月額」に基づいて保険料額を決定することとなります。

2. 付加給付制度の一部見直し

① 一部負担還元金、家族療養費付加金、合算高額療養費付加金について

医療機関の窓口で支払う自己負担額が高額になったとき、1カ月（各病院、各受診科、入院・外来毎）25,000円を超えた額を支給しておりますが、令和4年4月1日以降の診療分より、1カ月（各病院、各受診科、入院・外来毎）50,000円を超えた額を支給することとなります。

② 埋葬料付加金について

令和4年4月1日以降の死亡日より、埋葬料付加金 50,000円が廃止となります。

3. 人間ドックの委託健診機関の変更および補助額の見直し

① 人間ドックの委託健診機関の変更について

現行の「ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社」(WCC)から「株式会社ベネフィット・ワン」へ変更となり、令和4年度の受託健診機関は「株式会社ベネフィット・ワン」と「一般財団法人 日本健康開発財団 東京・八重洲総合健診センター」となります。

② 人間ドックの補助額の見直しについて

人間ドックの委託健診機関の変更に伴い、現行の全額補助プラン（WCC ドックとライトプランドック）とオプション検査（子宮がん検査、乳がん検査、前立腺がん検査等）の補助が廃止となります。

また、日帰りドックの補助額 上限 34,000円と1泊ドックの補助額 上限 46,000円を 上限 20,000円に変更となります。

※ 詳細は3月中旬頃、ホームページにてお知らせいたします。

4. 家族健診・任意継続者健診の補助額の見直し

家族健診（被保険者の配偶者と配偶者以外の40歳以上の家族）および任意継続被保険者および被扶養者である家族（配偶者と40歳以上の家族）の基本検査とオプション検査についての 自己負担額が下記のとおり変更となります。

① 基本検査	基本料金から 10,000 円を超えた額
② オプション検査	
・胸部 X 線検査	基本料金から 1,000 円を超えた額
・胃がん検診 (X 線検査)	基本料金から 10,000 円を超えた額
・大腸がん検診 (便潜血)	基本料金から 1,000 円を超えた額
・子宮がん検診 (子宮頸部細胞検査)	基本料金から 5,000 円を超えた額
・乳がん検診 (マンモグラフィーor 超音波検査)	基本料金から 5,000 円を超えた額
・前立腺がん検診	廃 止
・骨密度検診	廃 止

※ 詳細は 3 月中旬頃 (任意継続者健診は 4 月上旬頃)、ホームページにてお知らせいたします。

5. 女性社員の婦人がん健診の補助額の見直し

女性社員の婦人がん検診について自己負担額が下記のとおり変更となります。

① 子宮がん検診 (子宮頸部細胞検査)	基本料金から 5,000 円を超えた額
② 乳がん検診 (マンモグラフィーor 超音波検査)	基本料金から 5,000 円を超えた額

※ 詳細は 3 月中旬頃、ホームページにてお知らせいたします。

【お問い合わせ先】

TEL : 03-5796-5903 (10 時~17 時)

- ・ 1 から 2 については、担 当 : 田 中
- ・ 3 から 5 については、担 当 : 赤 澤 , 佐 藤